

諮問日：令和5年7月24日（令和5年度（情）諮問第22号）

答申日：令和6年1月24日（令和5年度（情）答申第37号）

件名：東京地方裁判所における特定の被告事件につき、逮捕状請求等の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定罪名の被告事件（起訴日は特定年月日A及び特定年月日B）につき、逮捕状、勾留状、勾留延長及び保釈請求の各雑事件の担当裁判官の氏名が分かる文書（例えば、既済事件一覧表）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年5月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定日に起訴された特定罪名の被告事件が存在したことは、C事件と題する日本弁護士連合会のホームページの記事において公表されている。本件対象文書の存否自体が法5条1号後段に相当するとはいえない。

また、当該事件は特定年版警察白書にも記載がある。警察白書は、警視庁が一般に周知させることを目的として作成し、警察庁の名義の元に公表する広報資料である点で国等の周知目的資料（著作権法31条1項1号）であるといえるから、警察白書に記載されている内容は慣行として公にされた情報であると

いえる。そのため、特定年月、特定罪名により逮捕状が請求された刑事事件が存在することは、慣行として公にされた情報であるといえるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1項1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出文書は、特定日付及び特定の被告事件名で起訴された刑事事件に係る逮捕状の請求等身柄の拘束に関わる各雑事件の担当裁判官の氏名が記載された文書であるところ、その存否を明らかにすることにより、仮に当該刑事事件が存在する場合、当該刑事事件の被告人に対し、逮捕状の請求がされた事実並びに当該被告人が身柄拘束されていることを前提に勾留、勾留延長及び保釈の各請求がされた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。そして、開示申出書の記載内容と入手可能な他の情報を照らし合わせることにより、当該被告人が特定される可能性があることは否定できず、ひいては当該被告人に対する身柄拘束の事実の有無という機微な情報が明らかとなり、当該被告人の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、本件存否情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号後段）と認められる。

2 苦情申出人は、特定日に起訴された特定事件について既に日本弁護士連合会のホームページにおいて公表されている旨を指摘するが、本件開示申出に係る文書の存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報は上記1で述べたとおり本件存否情報であるところ、仮に苦情申出人が指摘する事情があったとしても、その公表はあくまでも日本弁護士連合会の責任においてされたものであり、それをもって本件存否情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとはいえない。

そのほか、本件存否情報が法5条1号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年8月14日 苦情申出人から意見書（同月10日付け）及び資料を収受
- ④ 同年12月15日 審議
- ⑤ 令和6年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定日に起訴された特定罪名の被告事件が存在していることを前提として、当該事件の被告人を当事者とする逮捕状の請求等身柄の拘束に関わる各雑事件の担当裁判官の氏名が記載された文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、当該被告人に対し、逮捕状の請求がされた事実並びに当該被告人が身柄拘束されていることを前提に勾留、勾留延長及び保釈の各請求がされた事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 この点について、苦情申出人は、特定日に起訴された特定罪名の被告事件が存在したことは、日本弁護士連合会のホームページの記事において公表されているから、本件対象文書の存否自体が法5条1号後段に相当するとはいえない旨主張する。

しかしながら、特定の刑事事件に関する情報が特定の団体により公表され、そのことにより、当該情報が公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも当該団体が認識している事実を、当該団体の判断で公表されたにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

さらに、苦情申出人は、当該事件について特定年版警察白書にも記載があり、警察白書に記載されている内容は慣行として公にされた情報であるといえることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があると主張する。しかしながら、苦情申出人が指摘する警察白書には、匿名の人物が特定年月に特定の罪名の被疑事件で逮捕された旨の記載等があるものの、身柄拘束に関する各裁判の記載はなく、本件存否情報が公表されているとはいえない。

以上によれば、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

そのほか、法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子